三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字谷迫三五の三、字杉ノ内二七・字ザレ一九〇五の九・一九〇五の二七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字悪所内六一九の四、六一九の五、字猫ノ内三五一七（次の図に示す部分に限る。）、三五一八、三五一九・三五三〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三五三二、三五三三の一、三五三三の二、三五三五（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県日田市大字高瀬字傘木七二〇三の一（次の図に示す部分に限る。）、七二〇三の二、七二〇五の三、七二六三、七二六八の一、七二六八の二、七二六八の五、七二六八の七、字谷頭七二七八の一、七二七八の三、七三〇九の六、七三〇九の九から七三〇九の一二まで、字弁才天七三四一の一、字横尾七四〇七の一、七四〇七の三、七四〇七の六、七四一九の一、七四二三の一、七四二三の二、七四二三の三（次の図に示す部分に限る。）、七四二五の二、七四二五の六、七四二七の一（次の図に示す部分に限る。）、七四二七の五（次の図に示す部分に限る。）、七四二七の八、七四二七の一〇、七四二七の一三、七四二七の一五から七四二七の一八まで、七四二七の二〇

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県日田市前津江町柚木字石ノ内二五七六の一（次の図に示す部分に限る。）、二五七六の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字石ノ内二五七六の三（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県日田市中津江村栃野字ショウブダニ一六二三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県中津市耶馬溪町大字大野字ナメシ三五〇四から三五〇六まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三五〇七から三五一一まで、三五一二・三五一二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三五一三から三五一六まで、三五一七・三五一八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三五一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ナメシ三五〇六・三五一二・三五一二の二・三五一七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町槻木字轟前三四一八、三四二〇、三四二三・三四二四・字鳥居迫三四二五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　愛媛県南宇和郡愛南町小山一四一八から一四二〇まで、一四二九から一四三二まで、二〇二四の一、二〇二四の二、二一四六から二一五二まで、二一五四、二一五五の一、二一五五の二、二一五六から二一五八まで、四国中央市金砂町小川山字フトヲ乙九七七の三、乙九七七の五から乙九七七の七まで、乙九七七の九、乙九七七の一一から乙九七七の一三まで、乙九七七の一五、乙九七七の一八、乙九七七の一九、乙九七七の二一、乙九七七の二三、乙九七七の二四、字フトウ乙九七七の二五